

伊豆の国歴史館いづしるサポーター設置規約

(設置及び目的)

第1条 伊豆の国市教育委員会は、伊豆の国歴史館いづしる（以下「歴史館」という）の事業の推進にあたり、来館者への対応や体験学習の支援、展示環境の整備等をボランティア活動として行い、地域に根差した歴史・文化の拠点施設としての歴史館の円滑な運営を補佐することを目的に、「伊豆の国歴史館いづしるサポーター」（以下「サポーター」という）を設置する。

(活動内容)

第2条 サポーターは、各自の希望により、次の各号の掲げる活動を行う。

- (1) 歴史館内の施設案内・来館者の問合せ等への対応（コンシェルジュ）
- (2) 展示室内での見守り・体験コーナー補助・展示環境整備
- (3) 体験学習・講座等開催時の補助
- (4) 学習会や視察研修等への参加、スキルアップのための自主活動
- (5) その他、教育委員会が必要と認める活動

2 活動日や活動時間等は、別表に定めるとおりとする。

(募集要件及び登録)

第3条 サポーターは、次の条件を満たす者を募集する。

- (1) 登録の時点で、中学生以上であること（18歳未満は保護者の同意が必要）
- (2) 歴史館の事業に対し、意欲と関心を持っていること
- (3) 健康で、歴史館に無理なく通えること
- (4) 新規登録者事前講習会に参加すること

2 サポーターは、前項（1）～（4）に該当する者で、所定の様式（様式第1号）により応募した者の内、教育委員会が適当と認めた者を登録する。

3 登録期間は、登録した日の属する年度末までとする。ただし、引き続きサポーターとしての活動を希望する場合は、登録を更新することができる。

(登録の抹消)

第4条 教育委員会は、サポーターが次の各号のいずれかに該当する場合、その登録を抹消することができる。

- (1) 登録辞退を申し出た時
- (2) 歴史館の設置目的に反する行為があった時

- (3) 歴史館の運営やサポーターの活動を著しく阻害したと認められる時
 - (4) 心身の故障等のため、サポーター活動に耐えられないと認められる時
- (報酬等)

第5条 サポーターには、報酬、交通費、食費等の経費は支給しない。

(保険)

第6条 サポーターは、伊豆の国市の総合賠償保険に加入する。その際、サポーターの費用負担はないものとする。

第7条 サポーターの募集、登録、活動内容や活動日程の調整等は、歴史館の職員が担当する。

第8条 この規約に定めるもののほか、サポーター活動の実施に必要な事項については、別に定める。

附則 この規約は、令和8年2月1日より施行する。

別表 活動日・活動時間

	内 容	備 考
活動日	開館日の内、活動に参加できる日	
活動時間	<p>①全 日 9時00分～16時30分 ②午 前 9時00分～12時30分 ③午 後 12時30分～16時30分 ④その他 必要に応じて設定</p>	<p>①の場合、昼休憩60分間あり ④は相談により設定</p>